

インドネシア共和国財務省税務総局

税務総局長規定

PER-25/PJ/2014 号

「付加価値税月次申告書（SPT MASA PPN）の書式、内容、記入、提出の手順」に関する
税務総局長規定 PER-44/PJ/2010 号に対する 2 回目の改定について

神の恵みの下、税務総局長は、

勘案事項：

- (1) 付加価値税の納税義務を守るよう、監督と監視を強化する；
- (2) 規定外の付加価値税還付を是正し、付加価値税の徴収を確保する；
- (3) a、b 項に述べた勘案事項に基づき「付加価値税の月次申告書（SPT MASA PPN）の書式、内容、記入および提出の手順」に関する税務総局長規定 PER-44/PJ/2010 号について 2 回目の改定を行う必要がある；

参照事項：

1. 何回か改定され、最終的には 2009 年 16 号法令（インドネシア共和国官報 2009 年 62 号、インドネシア共和国官報補遺 4999 号）によって改定された 1983 年 6 号法「税務通則」（インドネシア共和国官報 1983 年 49 号、インドネシア共和国官報補遺 3262 号）；
2. 何回か改定され、最終的には 2009 年 42 号法令（インドネシア共和国官報 2009 年 150 号、インドネシア共和国官報補遺 5069 号）によって改定された「物品・サービスの付加価値税および奢侈品に対する販売税」に関する 1983 年 8 号法（インドネシア共和国官報 1983 年 51 号、インドネシア共和国官報補遺 3264 号）；

3. 財務大臣規定 152/PMK.03/2009 号によって改定された「納税申告書の書式・内容、および納税申告書の受理、記入、署名、提出手順」に関する財務大臣規定 181/PMK.03/2007 号；
4. 財務大臣規定 80/PMK.03/2010 号によって改定された「納税期限と支払日の決定、納税場所の決定、並びに税金の支払い、払込み、報告、および税金の分割払いと納税延期の手順」に関する財務大臣規定 184/PMK.03/2007 号；
5. 「申告書の受理および処理の手順」に関する財務大臣規定 185/PMK.03/2007 号；
6. 「アプリケーション・サービス提供企業（ASP）を通じて電子的に行う場合の（E-ファイリング）、申告書および年次申告書延期通知書の提出手順」に関する税務総局長規定 47/PJ/2008 号
7. 「申告書受理の手順」に関する税務総局長決定状 KEP-215/PJ/2001 号
8. 「付加価値税月次申告書の書式、内容、記入および提出の手順」に関する税務総局長規定 PER-44/PJ/2010 号、およびその改定規定

以下のとおり決定する：

決定事項：

「付加価値税月次申告書の書式、内容、記入および提出の手順」に関する税務総局長規定 PER-44/PJ/2010 号に対する 2 回目の改定」に関する税務総局長規定

第 I 条

税務総局長規定 PER-11/PJ/2013 号によって改定された「付加価値税月次申告書の書式、内容、記入および提出手順」に関する税務総局長規定 PER-44/PJ/2010 号の一部規定を改定し、第 8 条と第 9 条の間に、以下の一条、即ち第 8A 条を挿入する：

第 8A 条

- (1) 付加価値税月次申告書 1111 書式において超過納税が発生した場合で、何回か改定され、最終的には 2009 年 16 号法令によって改定された「税務通則」に関する 1983 年 6 号法 17C 条に述べた優先還付 (PENGEMBALIAN PENDAHULUAN) による返金 (還付) を要請する場合、付加価値税月次申告書 1111 書式には、以下に述べた全ての書類をハードコピーで添付しなければならない：
- a.1111 A1 書式で報告した物品の輸出通知書、被課税サービス／無形被課税物品の輸出通知書；
 - b.1111 A2 書式で報告した売上 VAT のタックスインボイス (FAKTUR PAJAK) および返却伝票／キャンセル伝票
 - c.1111 B1 書式で報告した被課税物品の輸入通知書、および／または関税管区外からの無形被課税物品／サービスの利用に対する納税証明書；
 - d.1111B2 書式で報告した仕入 VAT のタックスインボイスおよび返却伝票／キャンセル伝票；
 - e.1111 B3 書式で報告した仕入 VAT のタックスインボイスおよび／または、返却伝票／キャンセル伝票；
- (2) 但し、当該書類が電子タックスインボイス (e-faktur) である場合、(1)項 b、d、e に述べたハードコピーの添付は必要でない。
- (3) 超過納税還付が発生した付加価値税月次申告書 1111 書式が、(1)項および(2)項を満たさない場合は、不完全な税務申告書と見なす。

第 II 条

本税務総局長規定は、制定日から発効する。

ジャカルタで制定

制定日 2014 年 9 月 23 日

税務総局長

署名

A.FUAD RAHMANY

コピーは原本どおりである。

税務総局書記

代理署名

組織手続係長代理総務係長

署名

BELIS SISWANTO

公務員番号 19700615 199703 1 002

印判：インドネシア共和国財務省税務総局書記局